



# Trade Mark 商標

弁理士法人 藤本パートナーズ 白井 里央子◇弁理士

指定商品「じゅうたん」について、「Nepal Tiger」の商標出願は登録になったのに、「Tibet Tiger」の商標出願は拒絶査定になったと聞きました。同じような商標のように思えるのですが、片方は商標登録され、もう一方が拒絶された理由を教えてください。

(千葉県 M. Y)



## 1. 商標出願の経緯

ご質問にある下記2件の商標出願は、いずれも拒絶査定不服審判で商標法3条1項3号(品質等表示)および4条1項16号(品質等誤認)に該当するため登録を拒絶すべき旨の審決がなされ、これに対し出願人が審決取消訴訟を提起したところ、商標出願1については審決を取り消す(登録)旨の判決、商標出願2については、原告の請求を棄却する(拒絶)旨の判決がなされたものです。

[商標出願1]

出願番号：商願2021-102626

商標：Nepal Tiger (標準文字)

指定商品：27類 じゅうたん等

出願日：令和3(2021)年8月18日

事件番号：令和5年(行ケ)10115

[商標出願2]

出願番号：商願2021-123161

商標：Tibet Tiger (標準文字)

指定商品：27類 じゅうたん等

出願日：令和3(2021)年10月4日

事件番号：令和5年(行ケ)10116

## 2. 判決のポイント

[商標出願1]

「Nepal Tiger」の語句は、本願の指

定商品に関連して用いられる取引の実情があるとは認められず、かつ、通常は組み合わせられることのない「Nepal」の語と「Tiger」の語とがまとまりよく組み合わせられた一種の造語であるとみるのが相当であることから、本願商標の取引者・需要者は、「Nepal Tiger」を指定商品に係る商品の産地・販売地または品質を表示したものであると直ちに認識するものではないというべきである。

そのため「Nepal Tiger」について「ネパールで生産又は販売される、トラの図柄を描いた、あるいは、トラ形状を模したじゅうたん」等を表示するものであると必ずしも認識するものではないから、本願商標は、その指定商品に使用された場合に、本願商標の取引者・需要者によって、商品の産地・販売地または品質を表示したものと一般に認識されるものであるとは認められない。

[商標出願2]

証拠によれば、本願の指定商品中の「じゅうたん」等との関係において、チベットやネパールはじゅうたんの生産地および販売地として知られており、また、トラの図柄を描いた、ある

いはトラの形状を模した「チベットじゅうたん」は、「Tibetan Tiger(Rug)」 「チベットタイガー(カーペット)」などと称されて多数販売されていることも認められる。上記の取引の実情を踏まえると、「Tibet Tiger」の文字よりなる本願商標をその指定商品中、トラの図柄またはトラの形状のチベットじゅうたんなどに使用した場合、これに接する取引者等は、単に商品の産地または販売地であるチベット、あるいはトラの図柄または形状といった品質を表示したものと理解するにとどまるというべきである。

## 3. 結論が異なる主な理由

商標出願2では、指定商品を称する表示として出願商標と関連する「チベットタイガー」などの文字が使用されている取引実情がありましたが、商標出願1では、このような取引実情がなかったことが商標登録の成否を決めるポイントになったと思われます。このように、3条1項3号(品質等表示)に該当するかどうかは、当該商標の構成やその指定商品に関する取引の実情を考慮して判断されることがありますのでご注意ください。